

出雲崎町空き家再利活用支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家等の家財道具の搬出処分に要する経費等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより出雲崎町空き家・空き地情報バンク（以下「情報バンク」という。）への登録促進及び移住希望者の移住が円滑に行えることを目的とし、出雲崎町補助金交付規則（昭和39年4月1日制定）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象となる者は、当該各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 情報バンクに登録している空き家の所有者で賃貸借契約又は売買契約が成立した者
- (2) 情報バンクに登録している空き家の譲受人又は賃借人で当該空き家の所有者の承諾を得た者
- (3) 出雲崎町がんばる街なみ支援助成金交付要綱に基づき、助成金の交付決定を受けた者

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、当該空き家に残存する家財道具の搬出処分並びに屋内及び屋外の清掃に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、15万円を限度とする。

(補助金の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）及び必要書類を付して提出するものとする。

(補助金の決定)

第6条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請書に係る書類の審査を行い、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、交付決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、交付申請者からの補助金交付請求書（様式第3号）が提出されたら速やかに交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者があったときは、その全部又は一部について返還を求めることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

出雲崎町長 様

申請者 住所

氏名

出雲崎町空き家再利活用支援事業補助金交付申請書

平成 年度において、標記補助金を下記のとおり受けたいので、出雲崎町空き家再利活用支援事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 補助金対象物件

所在地	出雲崎町大字
所有者住所	
所有者氏名	

3 賃貸借又は売買契約の相手方

住所	
氏名	

4 添付書類

- ・当該物件の賃貸借又は売買契約書の写し
- ・事業に係る見積
- ・建物所有者承諾書（別紙1）（所有者と申請者が異なる場合）

別紙1

平成 年 月 日

出雲崎町長 様

建 物 所 有 者 承 諾 書

(所有者)

住 所

氏 名

連絡先

印

(申請者住所)

(氏名)

(所有者との関係)

が、下記住所の出雲崎町空き家再利活用支援事業補助金に係る申請をすることについて承諾します。

記

住宅の所在地	出雲崎町大字
備 考	

様式第3号（第7条関係）

平成 年 月 日

出雲崎町長 様

住所
氏名 印

出雲崎町空き家再利活用支援事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付けで交付決定通知のあった平成 年度に係る標記補助金として下記のとおり請求します。

記

1 金額 円

2 振込先

振込先金融機関		支店名等	支店
口座名	種 目	普 通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

※添付書類

事業に係る支払いを証するもの（領収書）